

国 医 第 1 1 1 6 号
平成 2 9 年 8 月 2 8 日

各市町村国民健康保険主管課長 様

埼玉県保健医療部国保医療課長

市町村事務処理標準システム導入の意向に関する調査の実施について（依頼）

標記の件について、別添のとおり厚生労働省保険局国民健康保険課から通知がありました。

つきましては、下記により御回答くださるようお願いいたします。

記

1 調査の概要

(1) 目的

市町村標準システムの円滑な導入と適切な稼働支援を行うため、市町村標準システムの導入を希望する市町村及び導入希望時期並びに現在導入している国民健康保険市町村事務処理システム（自庁システム）の状況等を把握する。

(2) 提出様式

市町村事務処理標準システム導入意向調査回答票（別紙 2）

(3) 提出期限 平成 2 9 年 9 月 2 1 日（木）

(4) 提出方法 a3350-10@pref.saitama.lg.jp 宛て電子メールで提出してください。

2 留意点

- ・ 回答に当たっては、平成 2 9 年度市町村事務処理標準システム導入意向・状況調査票（別紙 1 及び補足）及びサポートサイトで公開されている参考資料を確認の上御回答ください。
- ・ ファイル名及び電子メールの件名には、「保険者番号（5 桁）＋保険者名」を付記してください。

例：【11001 川越市】市町村事務処理標準システム導入意向調査回答

担当：国保事業担当 真仁田

電話：048-830-3355

FAX：048-830-4785

E-mail a3350-10@pref.saitama.lg.jp

平成 29 年 8 月 22 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

市町村事務処理標準システムに係る導入の意向に関する調査及び導入作業の状況
に関する調査の実施について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼
申し上げます。

さて、今回の国保改革に伴い、引き続き被保険者の身近な事務を担う市町村におけ
る国保事務の効率化、標準化、広域化を推進するため、国が主導して国民健康保険中
央会とともに市町村事務処理標準システム（以下「市町村標準システム」という。）
の開発を進めています。

平成 29 年 7 月 20 日に実施しました全国説明会でお知らせしましたとおり、市町村
標準システムの円滑な導入等を支援するため、下記のとおり全市町村を対象とする
「市町村事務処理標準システム導入の意向に関する調査」（以下「導入意向調査」と
いう。）及び「市町村事務処理標準システム導入作業の状況に関する調査」（以下「導入
状況調査」という。）を実施いたします。

各都道府県におかれては職務ご多用の折とは存じますが、別添調査票のとおり、貴
都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ）に対する調査を取りまとめのうえ、ご
回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査目的等について

(1) 調査目的について

市町村標準システムの円滑な導入と適切な稼働支援を行うため、平成 31 年 4 月
以降に市町村標準システムの導入を希望する市町村及び導入希望時期並びに現在
導入している国民健康保険市町村事務処理システム（以下「自庁システム」という。）
の状況等の把握を目的とします。

また、平成 30 年度中に市町村標準システムの導入を決定している市町村におか
れては、導入作業を進めている中で、平成 28 年度の導入意向調査にて回答された
内容に変更があることが想定されることから、最新の導入準備状況の把握を目的と
します。

(2) 導入の考え方について

① 事務の効率化、標準化、広域化の推進

市町村標準システムの導入により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、

標準化が図られるとともに、それにより事務の共同処理や広域化が図られやすくなります。具体的には、制度改正の度に生じるシステム改修については、国が主導して行い導入する市町村に提供するため、市町村には改修の手間がなくなり、システム改修に係る費用の縮減が図られます。また、事務の標準化を図る観点から、市町村標準システムが保有する約 1,000 のパラメータのうち業務パラメータの 200 については、国が制度的に初期値を提示する予定です。

加えて、市町村標準システムの導入にあたり、都道府県単位で複数の市町村が協定等を締結してサーバ等の機器を共同調達して利用するクラウド環境を構築することにより広域化が図られるとともに、市町村における設備の準備・保守管理費用の一層の縮減・割勘効果、セキュリティ対策の向上も可能となります。

市町村標準システムは市場から調達できないため、まずは導入の意思決定を先行して行う必要があります。

② 導入時期

市町村標準システムの導入時期については、自庁システムの更新時期に合わせて行うのが効率的であると考えています。

③ 導入に係る財政支援

平成 30 年度に市町村標準システムを導入する市町村については、「平成 29 年度国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金」により、同補助金の実施要綱（平成 29 年 3 月 29 日保発 0329 第 2 号及び第 3 号の別紙）の 3（2）①-2 に記載しているシステム改修等に要する経費（以下「基幹系電算処理システムとの連携のための改修経費等」という。）を財政支援の対象としています。

平成 31 年度から平成 35 年度までに市町村標準システムを導入する市町村については、基幹系電算処理システムとの連携のための改修経費等について、平成 30 年度に生じる経費も含め平成 35 年度までに生じる経費を「特別調整交付金」による財政支援の対象とすることを検討しています。（最大 10 分の 10）

また、同一都道府県内の複数市町村が協定等を締結し市町村標準システムの DB サーバ機器等を共同調達してクラウド構成（平成 28 年 8 月 24 日公開の「市町村事務処理標準システムに係るクラウド化について」16 頁で示している DB サーバも仮想化した構成に限る。）を構築して共同利用する市町村については、平成 29 年度から「特別調整交付金」により、共同利用する機器等の調達に要する初期費用等に対し財政支援を予定しています。（最大 2 分の 1）

2. 調査票等について

導入意向調査及び導入状況調査において、つぎの資料を使用します。

- (1) 別紙 1 「市町村事務処理標準システム導入意向・状況調査票」
- (2) 別紙 1 補足「質問一覧」
- (3) 別紙 2 「市町村事務処理標準システム導入意向・状況調査回答票」
- (4) 別紙 3 「市町村事務処理標準システム導入辞退・延期届出書」
- (5) 別 添「導入意向・状況調査集計ツール」

3. 調査内容について

別紙1「市町村事務処理標準システム導入意向・状況調査票」のとおり。

別紙1補足「質問一覧」には、導入意向調査及び導入状況調査に係る各質問内容の補足事項を記載していますので、ご参照ください。

4. 回答方法について

(1) 回答内容

別紙2「市町村事務処理標準システム導入意向・状況調査回答票」に回答をご記入ください。

(2) 提出方法

各都道府県においては、別添「導入意向・状況調査集計ツール」を用いて、市町村から提出された回答票の内容を集計のうえ、集計後の当該ツールを厚生労働省国民健康保険課企画法令係宛てにメールでご提出ください。

(3) 回答期限

平成29年9月29日

5. 導入辞退・延期の届出について

導入希望の提出後、やむを得ず導入を断念する、又は導入時期を延期する場合には、導入の辞退及び延期を認めますので、理由を明記のうえ、平成30年1月31日までに、別紙3「導入辞退・延期届出書」を都道府県経由で厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係宛にメールでご提出ください。

なお、導入を断念する場合には、準備行為が途中で無駄になる可能性がありますので、ご留意ください。

6. 市町村標準システムの導入に向けた準備について

以下の(図1)に示すモデルスケジュールのとおり、市町村標準システムの導入準備に必要な標準期間は概ね1年半を見込んでいます。平成31年4月に導入する意向の市町村については、導入意向調査への回答後、速やかに導入に向けた準備をお願いいたします。

なお、準備期間中の作業内容については、市町村ごとに異なります。

また、導入にあたり、導入支援事業者を調達して作業内容を明確にする必要があります。

③ 「3.1.2 番号制度に関する他システムと連携する情報の把握」

(4) 平成 28 年 12 月 15 日公開資料

「市町村事務処理標準システム 導入ガイドライン(第 1.0 版)」

- ① 「2.2.3 サブシステム単位での導入について」
- ② 「2.3 導入形態」
- ③ 「付録.B 市町村事務処理システムに係るクラウド化について」
- ④ 「2.4 番号制度の対応」

(2) クラウド環境の構築等について

市町村標準システムの導入形態としてクラウド環境の構築を検討されている都道府県及び市町村においては、平成 28 年 12 月 15 日公開の「市町村事務処理標準システム 導入ガイドライン(第 1.0 版) 付録.B 市町村事務処理システムに係るクラウド化について」を参照のうえ、クラウド環境の構築に向けた検討事項（IaaS/PaaS の利用形態検討等）や機器構成例等について、ご検討ください。その際、機器構成の決定に当たっては財政支援の有無にご留意ください。

また、既に構築されたクラウド環境に参加を希望する市町村については、参加条件等について推進主体である都道府県又は運営主体にご確認ください。

(3) 正式デモの利用について

平成 28 年 8 月 1 日より市町村標準システムのベースとなるパッケージシステムの正式デモの利用を実施しており、現在 238 市町村に正式デモを利用いただいております。正式デモの利用により導入後の運用イメージを形成することができます。利用申請の受け付けは平成 29 年 9 月 13 日までとなりますので、積極的にご活用ください。

(4) サポートサイトの活用について

平成 28 年 4 月 28 日から、国保中央会のホームページに「国保保険者標準事務処理システム（サポートサイト）」を開設しています。当該サポートサイトは、ヘルプデスクと情報掲示板の機能を併せ持っており、導入作業に必要な各種公開資料や制度関係資料、お知らせ等を随時掲載するとともに、FAQ を更新しています。今後の施行準備を推進するため、積極的にご活用ください。

調査内容に関する連絡先：

国民健康保険中央会 新国保保険者システム課

電 話：03 (3581) 3527 (直通)

メール：shinkokuho@kokuho.or.jp

制度に関する連絡先：

厚生労働省保険局国民健康保険課 企画法令係

電 話：03 (3595) 2565 (直通)

メール：kokuho@mhlw.go.jp